

基本理念	基本目標	重点施策	施策・事業の内容	令和4年度の主な実施内容
ノーマライゼーション社会の実現	いきいきとした暮らしの実現	1. 健康で生きがいのある暮らしの推進	(1) 健康づくりと生活習慣病予防の推進	①健康相談・健康教育の実施②口腔機能向上教室を「お口の体操教室」として開催
			(2) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進	①市リハビリ職による訪問指導②介護予防教室の実施③介護予防リーダー養成講座の開催
			(3) 一般介護予防事業の推進	①介護予防教室等の実施②シニア活動応援交付金等③多職種連携元気サポート会議等
			(4) 生きがい支援の充実、社会参加・参画の推進	①シニアクラブ活動の支援②稲ふれあいセンターの活性化③通いの場の情報集約
	支え合う暮らしの実現	2. 地域包括ケアシステムの推進	(1) 地域共生社会と地域包括ケアシステムの関係性	「我が事・丸ごと」の地域共生社会の推進（地域の困りごとの総合相談窓口の設置、支え合いの地域づくりの推進）
			(2) 地域包括支援センターの機能・体制強化	①市直営1か所(中西部)、委託型4か所(西部、北部・西南、中東部、東部)の地域包括支援センターを設置・運営②地域ケア会議の開催
			(3) 総合事業の推進	①訪問型サービス（専門型・緩和型・短期集中型）の実施②通所型サービス（専門型・緩和型・短期集中型）の実施
			(4) 生活支援体制整備の推進	①14校区に「ささえあいステーション」を設置。ささえあいステーション職員による「顔の見える総合相談・支援事業」の実施。②生活支援サポーターの養成研修受講者への補助
			(5) 在宅医療と介護の連携強化	①医療マップ・みのお認知症相談マップの作成②在宅医療連携推進事業運営委員会の開催③退院支援及び在宅相談支援の実施④多職種連携研修会の開催
			(6) 権利擁護の推進	①成年後見相談対応（市・包括）②虐待相談対応（市・包括）③成年後見市長申立、成年後見人等に係る報酬助成④成年後見制度利用支援
	安心な暮らしの実現	3. 認知症高齢者支援策の充実	(1) 認知症予防と啓発の推進	①認知症予防に関する講座の開催②認知症予防自主グループ活動の支援③認知症予防リーダー養成講座の開催
			(2) 認知症の早期発見・早期対応の推進	①認知症安心ガイドの発行②市内各地でタブレット等による認知機能測定の実施③認知症初期集中支援事業の実施
			(3) 認知症高齢者の見守り・支援体制の強化	①SOS ネット、otta の利用促進②認知症サポーター養成講座の開催③認知症カフェやコミュニティカフェの支援
	安心な暮らしの実現	4. 介護サービスの質の確保・向上と適正・円滑な運営	(1) 介護サービスの提供	①小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の実施事業者の公募実施（応募なし） ②認知症対応型共同生活介護は、令和3年度中に選定された事業者の令和5年5月開設に向けた事業進捗確認
			(2) 介護サービスの基盤の充実と質の確保・向上	介護サービス事業者に対する情報提供等の実施、適正に指導監査を実施
			(3) 包括的な相談支援体制等の充実	①14校区に「ささえあいステーション」を設置②利用者・家族への相談対応・情報提供
			(4) 介護保険事業の適正かつ円滑な運営	①住宅型有料老人ホーム及びサ高住入所者のケアプラン点検②軽度者福祉用具利用者のケアプラン点検③医療情報との突合④縦覧点検⑤給付費通知送付⑥給付実績の確認
	安心な暮らしの実現	5. 安全・安心のまちづくりの推進	(1) 福祉のまちづくりの推進	高齢者が社会参加・外出しやすいまちづくりを推進（オレンジゆずるバスやオレンジゆずるタクシーの利用促進）
			(2) 高齢者の住環境の整備	①高齢者・家族からの住まいに関する問い合わせに対して情報提供②住宅改修の訪問指導
			(3) 災害や感染症対策に係る高齢者支援体制の確立	①要継続支援者名簿等の作成②介護サービス事業者の情報連携訓練の実施 ③事業者に対し新型コロナウイルス等にかかる国・府からの情報を速やかに提供

第8期計画実績報告(令和4年度分)【自己評価表】

【自己評価の仕方】※国の自己評価方法のとおり
 ・数値目標があるものは、達成率(◎:80%以上、○:60~79%、△:30~59%、
 ×:29%以下)

施策・事業の内容	第8期介護保険事業計画			令和4年度実績		
	現状と課題	第8期における主な取組	目標(事業内容・指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
(1) 健康づくりと生活習慣病予防の推進	・疾病や介護状態に陥る要因として生活習慣病が大きく関わっているため、生活習慣病予防や介護予防を意識した健康づくりを進める必要がある。	・国が進める「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」をふまえ、効果的な健康づくりと介護予防の取組 ・生活習慣病予防やコントロールに向けた健康教室の開催 ・運動しやすい環境づくり	●医療職による健康相談・健康教育の実施	●健康相談:60回 ●健康教育:295回	○	・令和3年度はコロナ感染拡大防止のため、地区福祉会やシニアクラブ等の活動休止があり、相談の実施回数が減少したが、徐々に相談件数も増加した。 ・介護予防や健康づくりでは、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」事業の開始にあわせて、通いの場において健康教育等を行った。今後も引き続き、啓発活動を行っていく。
(2) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進	・高齢者が自立した日常生活を送ることをめざし、多様な生活支援の充実、社会参加と地域における支え合い体制づくりを進め、対象者像に応じて介護予防や重度化防止に向けた取組をする必要がある。	・市リハビリ職による訪問指導 ・介護予防活動のリーダー養成 ・介護予防教室の充実 ・稲ふれあいセンター、街かどデイハウスの利用促進	●市リハビリ職による訪問指導 R3~R5:各年300回 ●介護予防活動のリーダー養成 R3~R5:各年80人 ●介護予防教室参加者数 R3~R5:各年延べ2,930人	●市リハビリ職による訪問指導 291回 ●介護予防活動のリーダー養成 31人 ●介護予防教室参加者 延べ 2,013人	○	・訪問指導は、市リハビリ職の人数が4人から3人に減少したが、実施回数の変動はなかった。今後も効果的な介護予防を進めるため、市リハビリ職の専門性を生かした助言や指導に取り組む。 ・リーダー養成研修については、参加者が年々減少していたため、令和2年度より開催場所を増やし、研修日程を減少して実施し、養成者数が増加した。今後も引き続き、啓発活動を行っていく。 ・介護予防教室については、自分の健康状態を把握し、介護予防の大切さに気づくための機会を提供した。次に、自分に合った介護予防メニューや、趣味・関心を見つけるための機会を提供した。更に、自分に合った文化・スポーツ・趣味など介護予防に役立つ活動を続けるための機会を提供するため、地域の活動の場に対する支援を行った。ただし、コロナウィルス感染予防のため、口腔機能向上の教室は、教室定員を制限して実施した。また、令和4年度も教室定員を制限したため、全体的に介護予防教室参加者は少なかったが、令和3年度よりは回復した。
(3) 一般介護予防事業の推進	・運動器の機能向上や認知症予防、口腔機能の向上を図るため、元気なときから身近な地域で介護予防に取り組める環境が必要。	次の5事業の実施を推進する ・介護予防把握事業 基本健康調査、地域の介護予防等の課題抽出 ・介護予防普及啓発事業 介護予防教室、シニア塾、体力測定、健康相談実施 介護予防に関するパンフレット、チラシ配布 ・地域介護予防活動支援事業 シニア活動応援交付金によるサークル活動支援 ボランティア等の養成研修 健康運動指導者等派遣 街かどデイハウスの運営補助 ・一般介護予防事業評価事業 ・地域リハビリテーション活動支援事業 市リハビリテーション専門職の支援	●介護予防把握事業 R3~R5:実施 ●介護予防普及啓発事業 ・介護予防教室実施 ・体力測定参加者数 R3~R5:各年延べ1,110人 ・パワープレート利用者(登録者) R3~R5:各年100人 ●地域介護予防活動支援事業 ・介護予防活動のリーダー養成 ・シニア活動応援交付金 R3~R5:各年35件 ・出前講座、グループ立ち上げ支援 R3~R5:各年50回 ・運動トレーナーによるシニア向け体操指導 延2,400人 ●一般介護予防評価事業 R3~R5:各年1回 ●地域リハビリテーション事業 ・訪問指導 ・多職種連携元気サポート会議 R3~R5:各年12回	●介護予防普及啓発事業 ・介護予防教室実施 ・体力測定参加者 294人 ・パワープレート利用講習会参加者数 44人 ●地域介護予防活動支援事業 ・介護予防活動のリーダー養成 ・シニア活動応援交付金 25件(立ち上げ5件、活性化20件) ・出前講座 42回 ・運動トレーナーによるシニア向け体操指導参加者 5,343人 ●一般介護予防評価事業 1回(介護サービス評価専門員会議での実績報告) ●地域リハビリテーション事業 ・訪問指導 ・多職種連携元気サポート会議 11回	○	・介護予防普及啓発事業 コロナウィルス対策により教室の人数の制限を設けたが、今後も新たな参加者の取り込みを図る。また引き続き、行動変容を促す取組を検討する。 ・コロナウィルス対策のため、体力測定参加者が減少したが令和3年度よりは回復した。また、運動トレーナーによるシニア向け体操指導参加者は、稲ふれあいセンター(1日型)・東生涯学習センター・西南生涯学習センター(半日型)で参加者数が増加した。 ・地域介護予防活動支援事業 市医療職が「出前講座」として出務し、地域での住民主体の介護予防活動を支援し、サークルや自主グループを増やしていく活動を行い、コロナ禍にもかかわらず、目標値近くに達した。今後も引き続き、対応していく。 ・一般介護予防評価事業 引き続き一般介護予防事業の実施状況について検証・評価を実施し、事業の見直しを行っていく。 ・地域リハビリテーション事業 今後も、市医療職が地域包括支援センターと連携しながら、専門性を活かした助言等を行う。
(4) 生きがい支援の充実、社会参加・参画の促進	・高齢者が生きがいを持って生活できるよう、生涯学習活動やスポーツレクリエーション活動などを通じ、生きがいづくりや交流・仲間づくりの支援が必要。 ・地域活動やボランティア活動などの参加する機会・場づくりなどが必要。	・生涯学習・スポーツの振興 ・シニアクラブ活動の支援 ・高齢者の交流・活動拠点の整備 ・NPO・ボランティア活動の支援	●稲ふれあいセンターの利用者増 ●高齢者の交流・活動拠点(通いの場)数の増加	●稲ふれあいセンター利用者 延べ 40,450人 ●高齢者の交流・活動拠点(通いの場) 342箇所	△	・コロナ禍のためサークル活動を自粛されたグループやコロナ禍をきっかけに参加者の高齢化による活動を中止したグループがあったが令和3年度よりは回復した。 ・コロナ禍にあっても介護予防や閉じこもり予防のため、外出し、活動いただくための取組を進める。 ・引き続き、稲ふれあいセンターを活用いただくための取組を進めていく。

施策・事業の内容	第8期介護保険事業計画			令和4年度実績		
	現状と課題	第8期における主な取組	目標(事業内容・指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
(1) 地域共生社会と地域包括ケアシステムの関係性	・地域共生社会の実現に向けて、分野・対象者別に進められてきた支援(地域包括ケアシステム)の理念を普遍化し、すべての住民を対象とした支え合いの地域づくりを進めることが必要。	・地域の困りごとの総合相談窓口の設置	●地域の中で困っている住民の問題を我が事と受け止める意識の醸成	●年齢や属性を問わず相談を受け止め、適切な支援機関につなぐ総合相談窓口機能をもつ「ささえあいステーション」を全校区(14校区)に設置。	◎	・ささえあいステーションでの相談内容は、高齢分野が多いことから、年齢や属性を問わず相談を受け止め、適切な支援機関につなぐ総合相談窓口としての広報を進めるとともに、潜在的なニーズを抱える住民を早期に発見するため、日頃から地域住民等の関係者と連携し、そのつながりの中から相談や課題を発見していく。
(2) 地域包括支援センターの機能・体制強化	・高齢者が介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域包括ケアシステムを推進・充実するため、地域包括支援センターを中核とする関係機関の連携を強化し、地域のネットワークづくりをさらに進める必要がある。	・地域包括支援センターの適切な運営及び評価並びに体制の強化 ・地域包括支援センター職員の人材育成 ・地域ケア会議の充実に向けた内容や機能の明確化	●市直営センターは基幹型及び機能強化型の機能を担う ●箕面市介護サービス評価専門員会議での評価点検 ●人材育成のための研修計画の作成(毎年度当初に各センターへ明示) ●地域ケア会議の開催	●市直営1か所(中西部)と委託型4か所(西部、北部・西南、中東部、東部)の合計5か所の包括センターの設置・運営 ●各包括センターに3職種4人を配置 ●箕面市介護サービス評価専門員会議での評価点検(2回) ●地域ケア会議開催(105回) 内訳:センター主催57回、多職種連携元気サポート会議11回、自立支援型個別会議37回	◎	・包括センター職員の人材育成・スキルアップが課題であり、市主催の新任包括センター職員向け研修を実施し、包括センター職員のスキルアップに努める。 ・地域ケア会議全体及び日常生活圏域協議体との関係など、会議の目的や関係を整理し、関係機関と連携して地域課題の取りまとめ等を進めていく。 ・包括センターの3職種が本来業務(総合相談業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント)に専念するため、ケアプラン作成を居宅介護支援事業所に委託する必要があるが、委託先を探すことが困難になっており、国の動向を注視する必要がある。
(3) 総合事業の推進	・要支援・要介護状態となるのをできる限り防ぐ(遅らせる)工夫(介護予防)が必要。 ・総合事業の着実な実施のためには、高齢者の幅広いニーズを踏まえ、多様な主体の参画による、多様なサービス提供体制づくりが必要。	地域包括支援センターやケアマネジャーが中心にリハビリ専門職やサービス事業者など多職種が関わる自立支援型個別会議を開催し、利用者や家族の意向も踏まえ、自立に向けた目標を共有し、適切なサービス利用による自立支援を推進する。	介護予防・生活支援サービス ●訪問型サービス R3:延5,868人 R4:延6,053人 R5:延6,245人 ●通所型サービス R3:延8,113人 R4:延8,303人 R5:延8,497人	●訪問型サービス R4:延5,398人 ●通所型サービス R4:延7,137人	◎	・コロナ禍の影響により、利用が計画値を下回っている。 ・今後も多職種が関与し、目標を共有しながら、適切なサービス利用による自立支援を推進していく必要がある。 ・また、ケアマネ連絡会や地域包括支援センターとの意見交換会の場などで自立支援の考え方や市の方針を継続して伝えていく。
(4) 生活支援体制整備の推進	・多様化する生活課題を抱える人や世帯のニーズを把握し、地域住民による支え合い体制の構築・充実を行う必要がある。 ・生活支援サポーター養成研修の受講者が少なく、総合事業の訪問型サービスの担い手を増やす必要がある。	・全14小学校区に日常生活圏域生活支援コーディネーターを配置 ・協議体の開催 ・総合事業の訪問型サービスの担い手の確保	●「顔の見える総合相談・支援モデル事業」の全市展開による住民主体の地域の支え合い・助け合い体制の構築 ●生活支援コーディネーターが主催する協議体の開催 ●生活支援サポーター養成者数(累計150名)	●全校区(14校区)に「ささえあいステーション」を設置。「顔の見える総合相談・支援事業」を実施 総合相談受付(537件) 地域アセスメントの実施(1,055か所) ささえあい推進会議の開催(15回:全校区) 新たな取組支援(新規5件) ●生活支援サポーター養成研修開催(2回、15名修了、累計112名)	◎	・全校区でささえあい推進会議を開催し、様々なアイデアから具体的な取組が生まれたが、より住民が主体的に関わる会議になるよう、校区にあった運営などについて住民と検討していく。 ・生活支援サポーター養成研修の受講者が少ないため、訪問介護事業所連絡会などの連携に加えて、ホームページからのオンライン申込みなどアクセスのハードルを下げる。
(5) 在宅医療と介護の連携強化	・高齢化人口の増加に伴う医療需要の変化、在宅療養者の増加、在宅診療医の確保に向けた取組の検討、退院時の医療機関から在宅への切れ目ない医療と介護の連携強化に取組む必要がある。 ・終末期における看取りの考え方について、医療関係者、本人、家族が話し合いの場を設けることが望ましく、ACP(アドバンス・ケア・プランニング)の普及・啓発に取り組む必要がある。	・在宅医療・介護連携推進事業の推進 ・在宅医療コーディネーター機能の充実 ・ACPの概念の普及啓発	●地域の医療・介護の資源の把握 ●在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の検討 ●切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進 ●医療・介護関係者の情報提供の支援 ●在宅医療・介護関係者に関する相談支援 ●医療・介護関係者の研修 ●地域住民への普及啓発 ●在宅医療・介護連携に関する関係市町との連携	●「医療マップ」「みのお認知症相談マップ」の改訂作成、在宅医療ハンドブック別冊の作成(医師会) ●「在宅医療連携推進事業運営委員会」開催(6回、医師会) ●「主治医・介護支援専門員等の情報交換票」の活用 ●市、包括センター、居宅介護支援事業所、各病院による退院支援及び在宅相談支援の実施 ●多職種連携研修会運営委員会開催(6回) ●多職種連携研修会開催(3回) ●市民公開講座開催(1回) ●在宅医療・介護連携推進に関するアンケートの実施	◎	・医療と介護関係者へ在宅医療・介護連携推進に関するアンケート結果から、現状分析結果や課題を医師会等と共有し、今後の対応策について関係機関等と検討を進める。 ・認知症の早期発見、早期治療が行えるように、『認知症安心ガイド』や箕面市医師会が作成する『みのお認知症相談マップ』を活用し、さらなる普及啓発に努める。
(6) 権利擁護の推進	・高齢者数の増加に伴う高齢者虐待事件数も増加しており、高齢者虐待について、広く市民や地域関係者、介護サービス事業者等の理解を推進することにより、早期の気づきと相談を進めることが重要である。 ・認知症高齢者の増加等により、権利擁護の取組の充実が求められている。 ・成年後見制度については、制度内容・利用方法の周知啓発を強化する必要がある。	・高齢者虐待防止策の推進 ・権利擁護を推進する各種制度の活用 ・成年後見制度利用支援事業 ・消費者被害の防止 ・個人情報の適切な利用	●包括センター、介護サービス事業者、民生委員・児童委員、地区福祉会等様々な機関を通じ、高齢者虐待の早期発見・通報義務等についての周知啓発を実施 ●介護者家族への支援の充実を図り、ニーズに合った支援方法の検討を図る ●「箕面市高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、速やかな解決を図る	●包括センターによる成年後見相談対応件数(延624件) ●包括センターによる虐待相談対応件数(延857件) ●虐待対応件数(52件) ●介護サービス関係者向け研修開催(1回) ●虐待レビュー会議開催(3回) ●虐待コアメンバー会議開催(57回) ●成年後見制度利用支援事業(10件) ●成年後見市長申立件数(5件)	◎	・高齢者虐待件数は年々増加傾向であるため、迅速かつ適切な対応が必要であることから体制の充実をめざして介護サービス関係者向け研修開催に努める。 ・高齢者虐待防止、消費者被害防止に関して市民に広く周知し、権利擁護を推進する各種制度の利用について、サロンや地域のつどい等で講習会を開催し、わかりやすい広報・啓発に努める。

施策・事業の内容	第8期介護保険事業計画			令和4年度実績		
	現状と課題	第8期における主な取組	目標(事業内容・指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
(1) 認知症予防と啓発の推進	・子どもから高齢者まで、市民全体への認知症の正しい知識と理解の啓発と、認知症予防の重要性の普及・啓発を推進する必要がある。	・認知症地域支援推進員が中心となり、認知症の正しい知識や予防を周知啓発 ・認知機能低下者を対象とした「認知症予防教室」を開催し、認知症予防の具体的な理解を深めるとともに、「認知症予防自主グループ」の立ち上げを支援 ・地域の通いの場等での認知症予防啓発の役割を担う「認知症予防リーダー」を養成し、地域の通いの場での活動を促進 ・外出機会や身体能力の状態に応じた対象別のアプローチを行い、認知症予防を促進	●認知症に関する講座の開催 ●認知症予防リーダー養成者数 R3～R5:各年60人 ●認知症予防自主グループ数 R3:6か所、R4:10か所、R5:14か所	●認知症に関する講座の開催 ・認知症サポーター養成講座参加者数(413人) ・脳の若返りコース参加者数(41人) ・シニア塾 認知症関連クラス参加者数(40人) ●認知症予防リーダー養成者数(32人) ●認知症予防自主グループ数(3か所)	○	・認知症は、生活習慣病との関連が強いことから、アンチエイジングセミナー(脳の若返りコース)で生活習慣病予防の動機付けを強化する。 ・認知症と生活習慣病の関連が強いことから、成人期からの生活習慣病対策の強化が必要である。
(2) 認知症の早期発見・早期対応の推進	・認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の配置によって、認知症のかたの早期介入、家族等の早期支援、地域との連携が着実に進んでおり、今後はケアマネジャーなどの関係者との連携を、さらに進める必要がある。	・早期発見の推進 ・早期対応の推進 ・認知症初期集中支援チームによる積極的な支援	●通いの場での健康教育や認知症簡易測定、タブレットによる認知症セルフチェックの実施 ●認知症の疑いがあるかたに「認知症安心ガイド(箕面市版認知症ケアパス)」や医師会発行「みのお認知症相談マップ」を活用し、受診勧奨やサービス利用を促進 ●認知症高齢者とその家族に対し、適切かつ必要なサービスが受けられるよう相談や受診勧奨、同行受診の積極的実施(認知症初期集中支援推進事業) R3:200人、R4:210人、R5:220人	●「認知症安心ガイド」の改訂 ●地域包括支援センター、市立多世代交流センターにタブレットを設置し、認知機能評価を実施 ●通所系サービス事業所向けタブレット貸出モデル事業(3事業所、40人) ●タブレットによる認知機能測定会(33か所、422人) ●認知症初期集中支援(127人、うち特別集中支援3人)	○	・認知症への気付きを促すため、タブレットによるセルフチェックを拡大していく必要があり、今後も幅広くタブレットを活用できるよう利用促進に努める。
(3) 認知症高齢者の見守り・支援体制の強化	・認知症高齢者数の増加により、行方不明者や警察保護件数が増加しており、「みのお行方不明者SOSネット」や「市民安全メール」、見守りシステム「otta」の利用促進をすること、また、認知症のかたへ適切な接し方の理解を促進することで行方不明になった際の「早期発見・保護」につなげる必要がある。 ・認知症のかたを支える地域づくりを推進することが必要である。 ・認知症のかたやその家族が地域で孤立しないよう、気軽に集える居場所づくりが必要である。	・ひとり歩き・行方不明対策 ①SOSネット及び市民安全メールの周知と登録者の拡大 ②ottaの利用促進 ③「認知症高齢者等への声かけ訓練」の開催 ・地域の見守りの認知症サポーターと認知症キャラバン・メイトの養成継続 ・認知症カフェやコミュニティカフェの小学校毎の設置と定期開催の支援 ・認知症のかたの本人発信支援 ・認知症家族会への支援	●ひとり歩き・行方不明対策 ・警察保護されたかたへのSOSネット、ottaの利用促進 ・認知症高齢者等への声かけ訓練 R3～R5:全小学校区で開催 ●認知症高齢者見守り体制 ●認知症サポーター養成者数 R3～R5:各年1500人 ・認知症キャラバン・メイト養成講座 R3～R5:各年1回開催 ●認知症カフェ、コミュニティカフェ数 R3～R5:小学校区毎に1か所 ●家族会参加者への情報提供や家族自身の認知症予防の啓発	●ひとり歩き・行方不明対策 ・警察保護されたかた(88人)へのSOSネット、ottaの利用促進 ・SOSネット登録者数(延235人)内、SOSネット配信数(6人) ・otta利用者数(27人) ・認知症高齢者等への声かけ体験開催(3回) ●認知症高齢者見守り体制 ・認知症サポーター養成講座参加者数(413人) ・認知症キャラバンメイト養成講座参加者数(8人) ●認知症カフェ(4か所、内コロナ感染症拡大により2か所休止中) ●男性介護者のつどい開催(12回) ●認知症施策推進会議開催(1回) ●認知症ケアと介護職の魅力を描いた「ケアニン」上映会を、認知症家族会びわの会とともに開催	○	・行方不明になるリスクの高いかたに対して、SOSネットと併せてottaを紹介し、利用を促す。 ・コロナ感染症拡大防止のため、認知症サポーター養成講座を開催できないところが多く、養成者数が少なかった。今後は、感染症防止対策を行いながら、開催先や参加人数等を拡大し、各包括センターが主体となって開催できるよう支援していく。 ・認知症サポーターが関わる「チームオレンジ」の立ち上げに向けて、認知症サポーターフォローアップ講座の開催を検討する。 ・コロナ感染症拡大防止のため、認知症高齢者等への声かけ体験は3か所までの開催となったが、感染症防止対策を講じながら開催し、見守りを強化する必要がある。 ・専門職が常駐する認知症カフェなどの設置に向けて、検討を進める。
(1) 介護サービスの提供	病床の機能分化、特別養護老人ホームの待機、「介護離職ゼロ」の取組推進や今後の介護需要をふまえ、必要な介護サービス基盤の整備を進める必要がある。	高齢者が要介護状態等になっても、一人ひとりの状態に応じた適切な介護サービスを提供できるように努め、住み慣れた地域で生活が継続できるように、介護サービス基盤の充実を図る。	●第8期期間中に整備予定 ・広域型特養90床 ・認知症対応型共同生活介護18人 ・小規模多機能型居宅介護29人 ・看護小規模多機能型居宅介護29人	●令和3年度中に選定された認知症対応型共同生活介護の事業者の事業進捗確認 ●小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の事業者公募を実施 応募なし	△	・第9期計画への継続性を考慮しつつ、関連団体への施設公募の主旨説明等、周知方法の検討が必要。

施策・事業の内容	第8期介護保険事業計画			令和4年度実績		
	現状と課題	第8期における主な取組	目標(事業内容・指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
(2) 介護サービスの基盤の充実と質の確保・向上	住み慣れた地域で安心して生活できるよう、利用者の自立支援や尊厳の保持のために、介護サービス事業者に対して、継続して適切な指導・助言を行い、介護サービスの質の向上を図る必要がある。	利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に、法令等に基づき、事業者に対して助言・指導・監査に取り組む。 ※市町村の指導監査対象となる事業者 ・指定地域密着型サービス ・指定地域密着型介護予防サービス ・指定介護予防支援事業者 ・指定居宅サービス事業者 ・指定居宅介護予防サービス事業者 ・指定居宅介護支援事業者 ・総合事業サービス	●市町村の指導権限下にある事業者は、適正に指導監査を実施 ●各市内事業者連絡会に対し、情報提供等の支援やサービスの質の向上に向けた取組を連携し進めていく。	●適正に指導監査を実施 ●介護サービス事業者に対して、情報提供等の支援を実施	◎	・新型コロナウイルス感染症の感染症法上での位置付け変更後も、流行動向を中止しつつ、引き続き適正に指導監査を実施していく。 ・介護サービス事業者に対し情報提供等の支援を実施し、連携してサービスの質の向上を図っていく。
(3) 包括的な相談支援体制等の充実	高齢者やその家族が気軽に身近な場所で相談できる体制の充実が必要。	ささえあいステーションの全市展開による相談体制の充実を図るとともに、介護保険制度に関する各種情報の周知方法を工夫し、利用者や事業者にとってわかりやすい情報提供に努める。	●身近な相談窓口のあり方の検討 ●高齢者福祉サービスのご案内冊子の発行、市ホームページへの掲載	●全校区(14校区)に「ささえあいステーション」を設置し、全市民を対象としたお困りごとの相談等を受け付けた。	◎	・今後も保健福祉サービスの利用者やその家族からの相談・苦情へ適切かつ迅速な対応を行い、必要に応じて関係部署及び関係機関につなげる。
(4) 介護保険事業の適正かつ円滑な運営	高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするためには、介護保険事業が継続して運営していくことが求められる。介護保険事業の持続可能な運営のためには、限られた資源を効率的・効果的に活用する必要があり、保険者として給付適正化事業に取り組んでいく。	・ケアプラン点検 ・福祉用具貸与に関する調査 ・医療情報との突合 ・縦覧点検 ・給付費通知の送付 ・給付実績の活用	●ケアプラン点検 住宅型有料老人ホームの全件サービス付高齢者向け住宅の一部 ●福祉用具貸与に関する調査 申請件数中10%以上/年 ●医療情報との突合 12回以上/年 ●縦覧点検 12回以上/年 ●給付費通知の送付 全月数 ●給付実績の活用 12回以上/年	●住宅型有料老人ホームに入所している被保険者のケアプラン点検を行った。 点検対象4施設(令和4年度末で対象は9施設) 点検したケアプラン数68件 ●軽度者への福祉用具貸与と利用者のケアプランの確認を行った。 点検したケアプラン数 車いす貸与 38件、特殊寝台貸与 39件(申請件数中3.7%) ●医療情報との突合 確認回数 12回 ●縦覧点検 確認回数 12回 ●給付費通知の送付 発送対象月 12ヶ月分 ●給付実績の活用 給付実績等の情報の中から下記のものを選定し確認を行った。 ①支給限度額一定割合超一覧表(総括表) 12回 ②認定調査状況と利用サービス不一致一覧表 12回 ③生活援助中心訪問介護サービス利用者一覧表 12回 ④支給限度額一定割合超支援事業所における対象サービス利用者一覧表 12回	◎	・今後も引き続き給付適正化事業に取り組んでいく。 ・福祉用具貸与と利用者のケアプランについて、リハビリテーション専門職が訪問時に点検を行っているが、10%以上の点検には届かない。訪問での点検だけでなく、給付実績データの帳票により、適切な利用確認ができるか検討する。
(1) 福祉のまちづくりの推進	・高齢者のみならず誰もが安全・安心な福祉のまちづくりを推進する必要がある。 ・高齢者の閉じこもりを防止し、社会参加や交流促進のため、外出するための移動サービスの支援が必要。	・公共施設や道路などバリアフリー化など、関係部署に働きかけていく。 ・高齢者の閉じこもりを防止し、自立と社会参加・交流を促進するため、オレンジゆずるバスやオレンジゆずるタクシーの利用促進を支援する。	●オレンジゆずるバス(65歳以上の延べ利用者) R3～R5: 各年延450,000人	●オレンジゆずるバス(65歳以上の延べ利用者) R4:延308,064人	○	今後も引き続きオレンジゆずるバスやオレンジゆずるタクシーの利用促進を行い、介護予防や高齢者の閉じこもり防止、社会参加・交流促進をしていく。
(2) 高齢者の住環境の整備	・高齢者が住み慣れた地域で生活できるように、高齢者を対象とした住まいの情報収集・情報提供等の支援が必要。	・高齢者向けの住まいについて情報収集、情報提供の支援を行う。 ・住み慣れた自宅に住み続けられるように住宅改修等に関する相談支援・情報提供、訪問指導を行う。	●高齢者向けの住まいについて、情報収集・情報提供を実施。 ●住宅改修に関する相談支援、情報提供、訪問指導を実施。	●高齢者や家族からの住まいに関する問い合わせに対して、情報提供を行い、必要に応じて関係機関を案内。 ●市リハビリ職による、住宅改修に関する訪問指導(123件)	◎	・今後も引き続き、情報収集・情報提供を実施するとともに、必要に応じて関係機関を案内していく。
(3) 災害や感染症対策に係る高齢者支援体制の確立	近年の災害発生状況や感染症の流行をふまえて、非常時に備えた防災、感染症対策が必要。	・地域団体等で構成する地区防災委員会が今後も避難所運営など地域防災の中核を担っていく。 ・避難行動要支援者名簿を作成し、平時から見守りを通じて災害時要支援者を把握するなど支援体制を構築する。 ・医療的ケアの必要な独居高齢者等を対象とした要継続支援者名簿及び個別支援計画を策定し、個別状況を踏まえた支援体制を構築する。 ・新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症対策については、国・大阪府等からの情報を速やかに提供し、感染拡大防止策等の周知啓発や研修実施等を促していく。	●要継続支援者名簿、個別支援計画の作成 ●全市一斉総合防災訓練にあわせて、介護サービス事業者情報連携訓練を実施 ●国・大阪府等からの情報を速やかに提供する。	●要継続支援者名簿、個別支援計画の作成 ●介護サービス事業者情報連携訓練を実施 ●国・大阪府等からの情報を随時提供する。 ●市立病院との連携による高齢者施設等への感染症対策についての訪問指導、感染症対策リーダー養成研修を実施	◎	・今後も引き続き、要継続支援者名簿及び個別支援計画を更新するとともに、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画などの整備と併せて、災害に備える必要がある。 ・災害への備えや感染症予防対策を徹底するよう、高齢者及び関係者への周知を進める必要がある。 ・福祉避難所を含む介護サービス事業者等と定期的に意識共有を図り、支援・連携体制を強化する必要がある。